

## 指定管理者の公募について

1 施設名	堺市立八田荘老人ホーム
2 指定期間（予定）	平成29年4月1日～平成33年3月31日（4年間）
3 設置条例等	設置条例：堺市立八田荘老人ホーム条例 その他設置の根拠等：老人福祉法第15条第3項 老人福祉法第20条の4
4 施設の設置目的	環境上及び経済上の理由により居宅において生活することが困難なおおむね65歳以上の方を入所させ、養護するとともに、その方が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと。
5 指定管理者制度の導入について	<p>(1) 平成21年度より堺市立八田荘老人ホームの設置目的をより一層効果的、効率的に達成し、入所者ニーズに対応したサービスの提供、施設の活性化等に資するため指定管理者制度の導入を行い、公募により指定管理者を指定した。</p> <p>(2) 先の指定管理期間（3年間）の満了に伴い、平成23年度より次期指定管理者を公募により指定した。</p> <p>(3) 先の指定管理期間（5年間）の満了に伴う、平成29年度からの次期指定管理者を公募により指定する。</p>
6 公募により指定する理由	同種の施設運営の実績のある民間事業者の豊富なノウハウを活用し、施設の設置目的を最大限に生かし、入所者サービスの質の向上及び施設の活性化を図るため、大阪府内に主たる事務所をおく社会福祉法人より指定管理者を公募する。